

(3面からつづく)

今行われている設計監理方式を行う主体は、設計者と呼ばずに「コンサルタント」と呼ばれている。コンサルタントとは、相談を受け、診断・助言・指導を行うことを職業としている専門家のことであります。設計監理方式で既にコンストラクション・マネジメントを行っているわけです。これは大変怖いことです。大規模修繕工事のコンサルタントは、CMを行つてゐるのにCMを知らないのです。本来のCMを行う上で絶対守らなくてはならない倫理観について知らない人がいるということです。

益田 RM方式で行う場合、RMrはマンションの大規模修繕工事に特化されたCMrですので、RMrが先に述べたバックマージンなどに関与するところ、損害賠償責任だけではなく、背任罪や詐欺罪に問われる可能性が高いことになります。したがって、RM方式でRMrがきちんとマネジメントし、

オープンブック方式でコ

スト明細がオープンになるのであれば、そのようなリスクはかなりヘッジできるといえます。

私はこの度、RMの

業務委託契約書を起草し、もうすぐ他の契約と一緒に出版される予定ですが、その約款には以下の規定をあげています。

①業務の委託または紹介を受けること、または受けることに対する謝礼その他他の対価を支払うこと。
②業務に関し、工事関係者から利益の供与若しくは要求し、もしくはそれを要求し、もしくはそれは供与を受け、またはこれが約束すること。

それらの発注者側の人間は、いくらでも不正をしようとすればできるわけです。先ほどからのお話通りです。RMAJは、これにメスを入れた

オープンブック方式で業界の発展を

きりしたことは大変大きいと思います。やはり、発注者も含めに信頼関係を回復するには、オープンブック方式が最適であると今更ながら思うところで。国土交通省の建設企業による交通省の建設企業によるフロンティア事業の採択を受け、それを機に日本リノベーション・マネジメント協会(RMAJ)が設立されたのが大きいと思います。本日の主題は、おおく必要が出てくる行為であります。この点、RM

のことは、発注者の知らないところではコンサルや工事者などの関係者間で金銭の授受があるというところです。これがはつかりして、RMAJはどのように取り組むことになつていますか。この点、RM

不正ができない仕組みを構築



草刈保廣理事長

益田 先程のケースでは、コンプライアンスを法令違反の観点からのみ説明しましたが、最初に述べましたように、コンプライアンスは企業の社会的責任(CSR)を果たし

て、長期的・安定的な成長を図るといった観点から、法令等の背景にある精神や価値観まで遵守し、実践してゆく活動とも捉えられています。この観点まで含めてコンプライアンスを徹底しようとする

金田 先程のケースでは、コンプライアンスを法令違反の観点からのみ説明しましたが、最初に述べましたように、コンプライアンスは企業の社会的責任(CSR)を果たし

て、長期的・安定的な成長を図るといった観点から、法令等の背景にある精神や価値観まで遵守し、実践してゆく活動とも捉えられています。この観点まで含めてコンプライアンスを徹底しようとする

模修繕のコンサルタント、いと考えています。物理的にこのようないい仕組みを構築することが肝要と考えています。

また、RMAJでは、R

も自由競争ができる環境を広げていきたいと思いま

す。RMAJが設立しました。RMAJが設立していなければ、今更ながら背筋が寒くなる思いでいます。

また、RMAJでは、R

や倫理観の問題を早くクリアして、発注者から早く信頼していただこうとします。RMAJが設立していなければ、今更ながら背筋が寒くなる思いでいます。